

日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル
2000年7月—17・18日 於:東京

日・EU ビジネス・ラウンドテーブルのメンバーは、来る7月19日の日・EU 首脳会議が日・EU 関係の将来の発展のために重要であることを考慮し、首脳会議の共同議長に次の共同提言を提出する。

日・EU ビジネス関係の新パラダイムへ向けて
—日・EU 首脳会議への提言—

日本、EU 及び米国のビジネス関係は、世界経済の原動力であると同時に世界の安定に大きく貢献している。その中で、日・EU ビジネス関係はその保有する本当の潜在力を充分発揮しきれていない。

しかしながら、我々日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルのメンバーは、近年の知識社会の進展と経済のグローバル化、更には企業の経営と組織の改革などにより、日・EU 間の潜在成長力を活用できる好機がきていると考える。我々はこの好機を活かすことにより、日・EU ビジネス関係の新パラダイムへ向けて、双方の経済成長を促進させることができると確信している。

この観点から、日欧の主要企業のCEO44名から構成される日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルは、7月17、18日の両日、東京で会合を開いた。その結果、ラウンド・テーブルは日・EU政府に対し、日・EU ビジネス環境の整備と貿易・投資交流の一層の促進へ向けての提言を取りまとめた。

また、メンバーは、多角的システムと包括的なWTO 新ラウンドの開始、及び貿易と投資の更なる自由化やその障壁排除を支持する強力なポリシー・ステートメントを発行した。

ビジネス環境改善の必要性

現在、企業活動のグローバル化は一層加速しつつあり、これは特に世界的な投資交流の増加に顕著に現われている。外国投資を行なう多国籍企業は、日本とEUに対し事業に必要な環境改善を求めるが、これは日・EUの経済構造変革を促す。この動きはIT革命やEコマースの進展により一層加速されつつある。

しかしながら、現行の各国法制度はこのような企業の要請に十分に答えきれなくなっている。我々が今日直面する最も重要な政策課題は、真の競争とオープンな市場の確保と共に、ビジネス環境の更新と開放である。

こうした環境改善により、一層の投資交流が進むことが更なる経済構造改革を促し、一層魅力あるビジネス環境の整備につながる。このような好循環が経済成長を促進し、二国間の経済的紐帯の更なる深化をもたらすことになる。

日・EUの共存共栄へ向けての提言

日・EU経済関係の将来は、海外直接投資の発展に強く影響されると確信する。従って我々は、相互直接投資の発展に好ましいオープンな環境を早期に確立するために、日欧政府ができるだけ早く必要な対策を講じて下さるよう要請するものである。また、日・EUビジネスマンが相互の市場の状況や考え方を理解するために、交換／トレーニングプログラムを拡大することが望まれる。

この目的を達成するために、次の3レベルのアプローチを提案する：

1. 日・EUビジネス環境の改善 – 投資交流と貿易の円滑化のために–

今の時代のグローバル企業活動に適したルールと制度の早期導入が必須。具体的には、連結納税制度、企業法制上の改革、透明性が高い規制環境、貿易の円滑化施策、標準化、MRA等。

2. 国際ルールの構築 – グローバルなビジネス推進の為に–

国際会計基準(IAS)、及び移転価格税制など国際ルールの構築には、政府のイニシアチブと支援が必要である。

3. IT産業／電子商取引の発展 – 新時代の経済を構築–

新デジタル技術は、我々の想像をはるかに超える影響力をもつネットワーク社会を構築しつつ、新しく有望な将来を創造している。我々は、政府と産業界の協力によって、グローバルで統一された安全な電子商取引環境の実現を目標にする。電子商取引が成功するためには、

コスト・オリエンテッドな価格による競争的な通信基盤へのアクセス及び安全な取引に強く依存する。ビジネスモデル特許や課税問題のような電子商取引関連の政策課題は、国際的な合意によって解決されなくてはならない。また、我々は現在 GBDe が行なっている通知と削除・抹消プロセス、知的所有権保護、トラストマークなどの活動を全面的に支持する。

また、我々はこの分野の発展には、日・EU間のあらゆる協力が非常に重要であると考えます。

日・EU経済の共存共栄は、政府と産業界の協力によってのみ達成される。従って、我々の提言の実現を関係当局が支援して下さいよう要請する。

共同提言の主要内容

1. 日・EUビジネス環境の整備—投資交流と貿易の円滑化の為に—

(1) 企業活動に適した制度の早期導入

○連結納税制の早期導入

- 日本及びEU域内での連結納税によりM&A及び企業組織再編の障害を除去

○企業法制上の改革

- 予定された日本の商法改正により、企業統治の目標(株主権保護等)の規定強化
- EUワイドの事業展開の為にEU市場におけるビジネス・ルールと制度の統一／ハーモナイゼーション
(例：欧州会社法指令案の実施)

○雇用関連法制

- 企業が人的資源を効率的に配分できるよう改正必要
- ビザ、労働許可等の手続きの改善
- 社会保険料の二重払い解消の為に協定締結

(2) 規制環境の透明性と効率性の向上

○製品認可プロセスの効率化

○市場での競争促進(電気通信分野など)

(3) 貿易円滑化

日・EU間のMRA(相互認証協定)の早期締結。同協定の履行後、他の分野(医療分野など)を将来のMRAに含めることを検討。

2. 国際ルールの構築—グローバルなビジネス活動の推進の為に—

(1) 国際ルール策定に向けた当局の積極的な対応

- 各国資本市場でのクロスボーダー上場においてIAS(国際会計基準)を早期に受け入れ。

○移転価格税制:国際取引に共通な慣行を基本に国際標準ルール導入、及び効果的な APA 制度(事前確認制度)の世界的な導入

○先発明主義 vs 先願主義の問題を含む知的所有権問題について、日・EU当局が民間及び知的所有権の専門家と共同研究することを提案。

(2) 民間主導の国際標準化／ハーモナイゼーション及び標準化プロジェクトの推進

(例)次世代移動通信システム(IMT-2000)

3. IT 産業／電子商取引の発展—新時代の経済を構築—

(1) インフラへのアクセス

電子商取引の早期発展のために、当局がローカル・アクセス政策(ローカル・ループのアンバンドリング及びタイムベースの相互接続料金)を検討することを奨励。

(2) GBDe(Global Business Dialog on e-Commerce)の活動を支援

GBDe の政策提言が、懸案問題の解決に当たり当局によって充分活用されることを奨励。その分野としては、通知と削除・抹消プロセス、消費者信用のためのトラストマーク、ADR プロセス及び知的所有権保護など。

(3) 特許(ビジネス・モデル特許)

特許侵害に関する無益な紛争を防止するために国際システムを確立:特許審査や認定手順のハーモナイゼーション、特許データベースの整備など。

(4) 課税

電子商取引の課税ルールは、中立性、簡潔性、公正性、一貫性を確保するために、OECD において国際的な合意に基づき形成。

以上